

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高齢者福祉システムの電算開発について
----	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 福祉部高齢者サービス課 サービス係）

事業の概要

事業名	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業
担当課	高齢者サービス課
目的	認知症により日常生活に支障のある 65 歳以上の高齢者を在宅で介護する方に対し、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣することにより、介護に伴う精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会の創出を図ることを目的とする。
対象者	<p>以下の要件のいずれにも該当する方を在宅で日常的に介護している区民</p> <p>(1) 新宿区に住所を有する 65 歳以上の在宅の方</p> <p>(2) 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成 5 年 10 月 26 日老健第 135 号厚生省老人保健福祉局長通知）に掲げる認知症高齢者の日常生活自立度*がⅡから Mの方</p> <p>ただし、上記のいずれにも該当する高齢者が一人暮らし等であって、介護者がいないときは、当該認知症高齢者本人を対象とすることができる。</p>
事業内容	<p>認知症高齢者の介護者がリフレッシュする機会を得られるよう、高齢者の見守りや、家事援助を行うヘルパーを派遣する。</p> <p>【事業の流れ】</p> <p>①対象者の申請に基づき、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の職員が、認知症高齢者及び介護者の状況を把握し、区に報告する。区は報告内容をシステムに記録する。</p> <p>②区は、利用決定者（以下、利用者）に対し【決定通知】と【リフレッシュ券】を送付する。また、訪問介護事業所（以下、事業所）には認知症高齢者及び介護者の状況と【派遣依頼】を送付する。（【 】の帳票をシステムにより出力する。）</p> <p>③利用者は、訪問介護事業者と利用日時・支援内容を調整する。 （必要に応じてケアマネジャー等が調整）</p> <p>④事業者は、区に調整した内容を事前に連絡した上で、ヘルパー派遣による支援を行う。ヘルパー派遣は、リフレッシュ券と引き換えに実施する。（1 枚当たり 1 時間）</p> <p>⑤事業者は、区へ実際に行った支援状況についてリフレッシュ券を添えて報告する。</p> <p>⑥区は事業の利用状況をシステムに記録し、給付管理を行う。</p> <p>⑦各年度 2 月に利用者からの現況届の提出に基づき事業利用の更新処理（リフレッシュ券の給付）を行う。</p> <p>⑧事業利用資格が無くなった場合はシステムによる廃止処理を行なう。</p> <p>※高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）及び訪問介護事業者が行う事務に関する委託については、平成 21 年度第 1 回の本審議会において報告。</p>

件名 高齢者福祉システムの電算開発について

保有課(担当課)	高齢者サービス課
登録業務の名称	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 記録項目</p> <p>①認知症高齢者本人 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、管理情報(管理番号、決定履歴、受給履歴、自己負担)、訪問介護事業所情報(名称、連絡先)、世帯状況(単身、同居有)、介護保険情報(要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害性高齢者の日常生活自立度、介護保険サービス利用の有無)、認知症情報(診断の有無・原因疾患・中核症状・周辺症状)、課税の有無、生活保護の受給の有無、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による給付の受給の有無</p> <p>②介護者 氏名、性別、生年月日、続柄、住所、電話番号、介護上の困りごと、希望する支援内容</p> <p>③申請者(①及び②以外の方が申請をする場合) 氏名、住所、電話番号、続柄</p> <p>④緊急連絡先 氏名、電話番号、続柄</p> <p>2 記録するコンピュータ 福祉情報システム用サーバー(情報政策課に設置)</p>
新規開発・追加・変更の理由	本事業では、事業利用登録者数を600名と見込んでおり、各登録者の介護者情報、利用実績、年度更新の処理等を管理システムで行なうことにより、事業の円滑な実施を行うため。
新規開発・追加・変更の内容	新規事業開始に伴い、事業管理に必要な、申請受付、給付決定、決定通知等の出力、実績処理を行なうシステムを高齢者福祉システムに追加する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	開発過程では区民の情報に直接ふれさせない。テストにはダミーデータを使う。データセットアップには職員が立ち会う。
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後開発開始。1月から稼働。

〔認知症高齢者の日常生活自立度判定基準〕

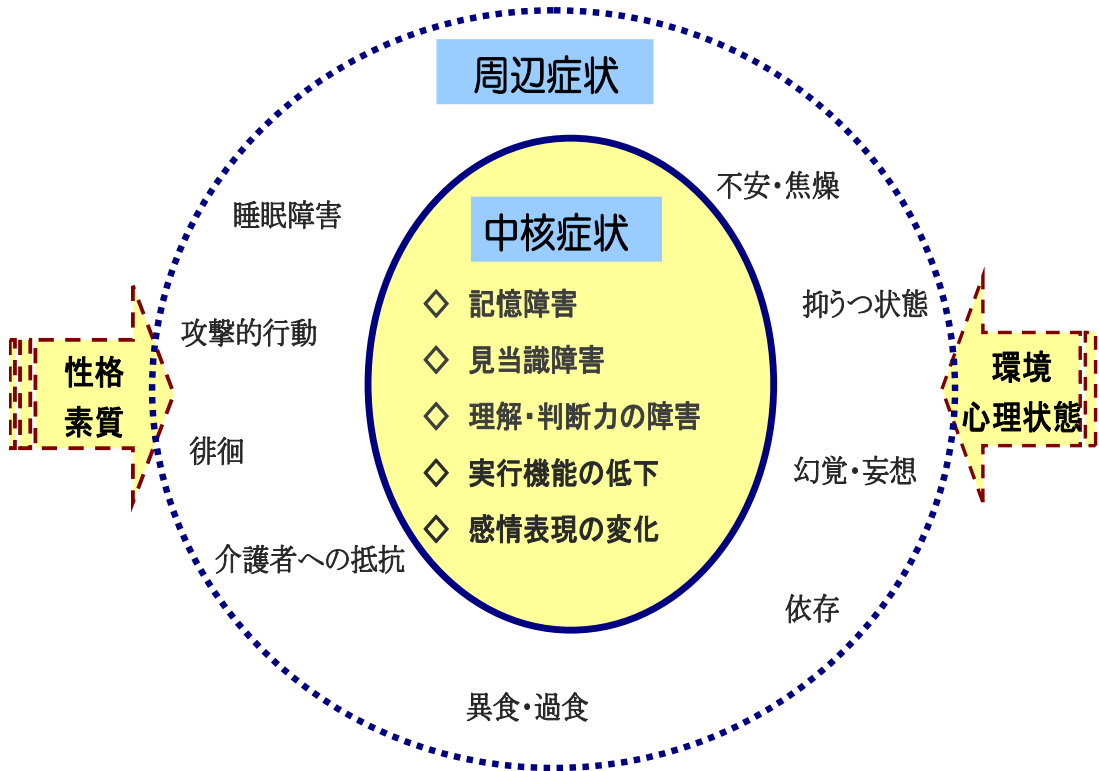
ランク	内 容
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる
IIb	家庭内でも上記IIの状態がみられる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態がみられる
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態がみられる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする

〔障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準〕

	ランク	内 容
生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車椅子に移乗する
	ランクC	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力で寝返りもうたない

※判定にあたっては、補助具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない

認知症の症状



認知症の症状には「中核症状」と、「周辺症状」があります。

「中核症状」とは、脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状で、認知症の方の主な症状です。残念ながら現在は、中核症状自体をなくすことはできません。

「周辺症状」とは、本人がもともと持っている性格、置かれている環境、人間関係など様々な要因がからみ合って起こる症状で、行動・心理症状(BPSD)ともいわれています。出る人もいれば出ない人もいます。介護を困難にする状況はこの周辺症状なのですが、環境やかかわり方によって、本人にとって安心できる状況となれば、多くの場合は軽減することが出来ます。

認知症の方は、自分自身の変化や周囲との違和感に苦しんでいます。その気持ちを感じとり、見守る気持ちを持ってください。